

令和4年度 大東市教育委員会 5月 定例会 会議録

1. 開催年月日

令和4年5月30日（月） 午前10時00分～午前11時12分

2. 開催場所

大東市教育委員会会議室

3. 出席者（5名）

- ・ 教育長 水野 達朗
- ・ 教育長職務代理人 太田 忠雄
- ・ 教育委員 田中 佐知子
- ・ 教育委員 齊藤 めぐみ
- ・ 教育委員 中野 健一郎

4. 出席説明員（13名）

- ・ 教育総務部長 北本 賢一
- ・ 学校教育政策部長 伊東 敬太
- ・ 教育総務部総括次長兼家庭・地域教育課長 佐々木 由美
- ・ 学校教育政策部総括次長兼指導・人権教育課長 村島 正浩
- ・ 教育総務部次長兼学校管理課長 芦田 雄一
- ・ 教育総務部次長兼教育総務課長 杉谷 明子
- ・ 教育総務部教育総務課参事兼野崎青少年教育センター所長 前島 康浩
- ・ 教育総務部教育総務課参事兼北条青少年教育センター所長 田中 廣信
- ・ 学校教育政策部企画・教職員課長 花澤 秀之
- ・ 学校教育政策部ICT教育戦略課長 川阪 栄介
- ・ 学校教育政策部ICT教育戦略課長参事 山本 和人
- ・ 学校教育政策部課長兼教育研究所長 浅井 裕子
- ・ 教育総務部教育総務課長補佐 岡田 健嗣

5. 傍聴者 4名

6. 議事日程

- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名について
- 日 程 第 2 教委議案第18号
大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を
改正する規則について
- 日 程 第 3 教委議案第19号
令和4年度大東市一般会計補正予算（第2次・第3次）
【教育関係】に係る意見聴取について
- 日 程 第 4 一般業務報告

7. 議案書

教委議案第18号

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則を、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第2号に基づき次のとおり制定する。

令和4年5月30日提出

大東市教育委員会

教育長 水野 達朗

理 由

教育長に委任された行政処分に係る審査請求については、教育長がその事務を所管する旨を明確にすることに伴い、所要の改正を行うため。

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則（案）

令和 年 月 日

教委規則第 号

大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和46年教委規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「審査請求」の次に「(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。)」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則（案）

昭和46年10月11日

教委規則第5号

改正 平成20年6月13日教委規則第7号

平成27年3月25日教委規則第2号

平成28年3月28日教委規則第4号

（目的）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について、必要な事項を定めることを目的とする。

（委任）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

- (1) 法第25条第2項各号に掲げる事務に関すること。
- (2) 教育委員会の主催に係る重要な行事計画を決定すること。
- (3) 教育施設の整備計画を決定すること。
- (4) 職員研修の方針に関すること。
- (5) 教科用図書の採択の方針を決定すること。
- (6) 児童、生徒の就学すべき学校の区域を決定すること。
- (7) 表彰者を決定すること。
- (8) 社会教育委員等を委嘱すること。
- (9) 訴訟、審査請求（教育長に委任された行政処分に係るものを除く。）及び請願等に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が特に重要と認める事項に関すること。

（臨時代理）

第3条 教育委員会は、その会議の議決に基づき、前条各号に掲げる事務につき教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、緊急やむを得ないときは、前項の規定にかかわらず教育委員会の議決を得ることなく、前条各号に掲げる事務を臨時に代理することができる。この場合においては、教育長は、次の教育委員会にこれを報告し、その承認を受けなければならない。

(異例の事態等の処置)

第4条 教育長は、第2条の規定にかかわらず委任された事務について、重要かつ異例の事態が生じたときに、これを教育委員会の会議に付さなければならない。

(報告)

第5条 教育長は、法第25条第3項の規定による報告のほか、次に掲げる事項につき、その都度速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 教育委員会の会議に付した事項の経過及び結果
- (2) 国その他諸官庁からの重要な通知
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めた事項

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第3号）は、廃止する。
- 3 教育長事務専行規則（昭和31年教委規則第10号）は、廃止する。

附 則（平成20年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定に基づき引き続き在職する間は、第1条の規定による改正後の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正後の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正後の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正後の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正後の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正後の大東市教育委員会公印規則別表第5項及び第10条の規定による改正後の大東市教育委員会事務局職員職名規則の規定並びに第11条の規定は適用せず、第1条の規定による改正前の大東市教育委員会会議規則、第2条の規定による改正前の大東市教育委員会傍聴規則、第3条の規定による改正前の大

東市教育委員会事務局組織規則第1条、第4条の規定による改正前の大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則、第7条の規定による改正前の大東市教育委員会公告式規則、第8条の規定による改正前の大東市教育行政に関する相談に関する事務を行う事務局職員を定める規則、第9条の規定による改正前の大東市教育委員会公印規則別表第5項、第10条の規定による改正前の大東市教育委員会事務局職員職名規則及び第11条の規定による廃止前の大東市教育委員会教育長職務代理者の指定に関する規則の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成28年教委規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

8. 一般業務報告

1. 大東市教育委員会事務局広報プロジェクトチームの設置要綱の制定について
2. 大東市中学校給食実施方法等の検討に係る調査支援業務の概要について
3. 新型コロナウイルス感染症に係る学校園における活動及び対応について

9. 会議録

水野教育長

それでは定刻になりましたので、開会に先立ち、委員の出席状況について報告を求めます。

北本部長

本日の出席は教育長及び教育委員4名、合計5名でございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により本会議は成立することをご報告申し上げます。

水野教育長

報告のとおり、定足数に達しておりますので、ただ今から5月の教育委員会定例会を開催いたします。

まず初めに傍聴にお越しの皆様おはようございます。いつも本市の教育行政にご理解、時にサポートいただきまして大変ありがとうございます。我々としましては多くの議論や報告を市民の皆様にも知っていただきたい、開かれた教育委員会を目指していますので、今後も傍聴にお越しいただければと思っております。

それでは議事に入ります。日程第1「会議録署名委員の指名について」でございますが、本日の署名委員は、中野委員によりしくお願いいたします。

次に、日程第2 教委議案第18号 大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、提案理由の説明をお願いいたします。

杉谷次長

教委議案第18号大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について、提案理由をご説明申し上げます。

まず、今回の規則改正に関連します【行政不服審査制度】について簡単にご説明させていただきます。

【行政不服審査制度】とは、国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保することを目的として、行政庁の違法または不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で、行政庁に対し不服申立てである審査請求をすることができる制度でございます。

その中で、審査庁は、審査請求を受理すれば、審査請求に対して処分等の違法性・妥当性を審理し、裁決を行います。教育に関することでは、教育委員会が行った処分等に対する審査請求は審査庁である教育委員会に、教育長が行った処分等に関する審査請求は審査庁である教育長に対して、原則行うこととなっております。

このたびの規則改正では、処分等によって異なる審査庁について、審査請求に係る事務の取り扱いについて明確化を図ることとしております。

『大東市教育委員会教育長に対する事務委任規則』は、『地方教育行政の組織及び運営に関する法律』第25条第1項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について、必要な事項を定めているものです。

先ほど簡単ではありますがご説明をさせていただきましたとおり、教育に

関する審査請求先である審査庁は、対象となる事務によって2種類あり、“教育委員会の権限に属する場合”は審査庁は教育委員会であり、“教育委員会から教育長へ委任された事務である場合”は審査庁は教育長となっております。

規則第2条中の各号に該当する事項は、教育長に委任をすることができず、教育委員会にて議案等として諮る必要があるものが掲げられておりますが、それ以外については教育長に委任ができるものとされています。

第2条各号に記載されている以外の事務で、教育長に対する委任に基づいて教育長が決定して事務を執り行ったものは、審査請求を行う請求先である審査庁は、教育長となります。しかしながら、現行の第2条第9号をそのまま適用すれば、教育長が委任を受けた処分についても審査請求先が教育委員会と読み取れてしまうため、第2条第9号中の審査請求の次に、「(教育長に委任された行政処分に係るものを除く。)」と文言を追加し、審査請求に係る事務の取り扱いについて明確化を図るため、本規則を一部改正するものです。

説明は以上でございます。

何卒ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

水野教育長

この案件につきましてご意見・ご質問はございませんか。

それでは、この案件につきまして、賛成の委員の挙手を求めます。

【挙手全員】

水野教育長

それでは、この案件に関しまして承認といたします。

次に日程第3 教委議案第19号令和4年度大東市一般会計補正予算(第2次・第3次)【教育関係】に係る意見聴取についてを議題とします。

なお、本件につきましては、大東市情報公開条例第6条第4号に該当する非公開情報が含まれておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項の規定に基づき、会議を公開しないこととしたいと思います。承認の委員は挙手をお願いします。

【挙手全員】

水野教育長

ご異議なしと認めますので、それでは本件につきましては、非公開とさせていただきます。

傍聴にお越しの皆様は、一旦退席をお願いします。

【非公開】

水野教育長

それでは、ただ今から定例会を公開とします。

．．．．．日程第4 一般業務報告につき要点のみを記載．．．．．

①大東市教育委員会事務局広報プロジェクトチーム設置要綱の制定について
⇒各課での事業などを効果的に発信し、本市の子育て・教育に対する安心感と信頼を深め、効果的な広報の検討を行うため設置するもの。

意見・質問

・1年後に向けてどのような達成感を持って終了するのかという共通認識が大切である。

②大東市中学校給食実施方法等の検討に係る調査支援業務の概要について
⇒民間調理場を活用したデリバリーランチボックス方式が開始されてから8年目を迎えるにあたり、今後の中学校給食の在り方を改めて検討した調査結果の報告。

意見・質問

- ・比較検証における美味しさの定義について
- ・食育の観点からの給食について

③新型コロナウイルス感染症に係る学校園における活動及び対応について
⇒現在基本的な感染症対策を続けながらではあるが、調理実習や修学旅行等を実施したりと、少しずつ従来の学校生活を取り戻しつつある。5月25日にマスクの取り扱いについて大阪府教育庁通知の周知を実施した。

.....

各教育委員から意見等について

- ・意思決定には責任が伴うということ
- ・学校だよりには校長の思いの詰まった文章となっていること
- ・学校行事の民泊は、児童だけでなく、現地の人にも元気を与えることになること
- ・自分自身が本当に謙った生き方をしているか考えさせられる経験をしたこと

以上をもちまして、5月の教育委員会定例会を終了いたします。

以上

令和4年6月29日

水野教育長

中野委員